

平成 19 年 6 月 11 日

不動産投資信託証券発行者
 ケネディクス不動産投資法人
 代表者名 執行役員 宮島 大祐
 (コード番号 8972)
 投資信託委託業者(資産運用会社)
 ケネディクス・リート・マネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 宮島 大祐
 問合せ先 財務企画部長 田島 正彦
 TEL: 03-3519-3491

資産運用会社の社内規程(運用ガイドライン)変更に関するお知らせ

ケネディクス不動産投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の資産運用会社であるケネディクス・リート・マネジメント株式会社は、平成 19 年 6 月 11 日開催の取締役会において、社内規程である運用ガイドラインの変更に関し決議しましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 概要

運用ガイドラインに定める「修繕及び設備投資方針」に係る規定を一部変更するものです。また、当該変更の他に、運用ガイドライン上の語句や条項順序についても一部修正します。

2. 運用ガイドラインの主な変更箇所

変更前	変更後
第 26 条(修繕及び設備投資方針) 2. 修繕及び設備投資については、原則として、個別物件ごとの減価償却費の範囲内で実施する。但し、計画において必要と判断された多額の支出及び緊急性を要する多額の支出については、必要とされる範囲に応じて、減価償却費を超えた額の修繕及び設備投資を行うことができる。	第 27 条(修繕及び設備投資方針) 2. 修繕及び設備投資については、原則として、ポートフォリオ全体での合計額がポートフォリオ全体の減価償却費合計額の範囲内となるように実施する。但し、ポートフォリオの競争力を維持・向上させるために必要と判断される多額の支出や、緊急性を要する多額の支出が発生する場合は、財務政策上支障のない範囲で、ポートフォリオ全体の減価償却費合計額を超える額の修繕及び設備投資を行うことができる。

上記の他に、運用ガイドライン上の語句や条項順序についても一部修正します。

3. 変更の理由

ポートフォリオの競争力を維持・向上させるために必要と判断される修繕及び設備投資を、ポートフォリオ全体の中でより効率的かつ柔軟に行うことを可能とするために変更するものです。

以上